

東京都薬物乱用対策推進計画
(平成30年度改定)

～薬物乱用のない社会づくりのために～

平成31年3月

東京都薬物乱用対策推進本部

はじめに

東京都は、昭和48年に東京都薬物乱用対策推進本部を設置し、関係機関が連携しながら薬物乱用対策に取り組んできました。第三次覚醒剤乱用期の始まりを受け、平成10年6月に「青少年のための薬物乱用防止対策の推進について」を策定し、平成15年7月にこれを改定しました。平成21年2月にはこれを見直し、総合的な薬物乱用対策を講じるため「東京都薬物乱用対策推進計画」を策定し、平成26年2月にこれを改定した「東京都薬物乱用対策推進計画（平成25年度改定）」を策定しました。

平成29年の都内における覚醒剤事犯の検挙人員は、平成10年当時の約6割に減少したものの、依然として高止まりの状況にあり、半数以上を暴力団関係者が占め、また、検挙人員の約半数が再犯者となっています。近年増加している大麻事犯では、検挙人員の約半数を10代と20代が占めるなど、若い世代の乱用の拡大が深刻な問題となっています。

「東京都薬物乱用対策推進計画（平成25年度改定）」に基づき重点的な対策を講じた危険ドラッグについては、条例による規制の強化や集中的な立入調査等により、平成27年7月までに全ての街頭店舗を閉鎖させることができました。一方で、ソーシャルネットワーキングサービスや匿名性の高いアプリケーションを介した販売が増加し、流通形態が巧妙化・潜在化しています。

法整備の面では、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が改正され、平成26年12月に指定薬物の検査命令・販売等停止命令の対象が拡大されるとともに、広告中止命令や広域的な規制なども始まりました。

また、刑法等の改正により、平成28年6月から刑の一部執行猶予制度が始まり、刑事施設内ではなく、地域社会の中で薬物依存からの更生に努める人の増加が見込まれます。さらに、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されるなど、薬物の再乱用対策の重要性が増しています。

こうした背景のもと、国は、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」をはじめとする5つの戦略目標に積極的に取り組むこととしています。

薬物乱用をめぐるこうした情勢を踏まえ、更なる対策の強化に取り組むため、東京都薬物乱用対策推進計画を改定しました。

東京都薬物乱用対策推進本部は、本計画の下、引き続き地域で薬物乱用防止に携わっている方々と力を合わせて、東京の明るい未来の実現へ向けて尽力していきます。

平成31年3月

東京都薬物乱用対策推進本部

目 次

第1章	これまでの取組及び薬物乱用をめぐる現状と課題	1
1	啓発活動の拡大と充実	1
2	指導・取締りの強化	5
3	薬物問題を抱える人への支援	7
第2章	計画の基本方針	8
1	国の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」	8
2	東京都薬物乱用対策推進計画の改定における基本的な考え方	9
3	計画期間	10
4	計画の構成	10
	東京都薬物乱用対策推進計画（平成30年度改定）体系図	11
第3章	具体的な取組の展開	13
1	啓発活動の拡大と充実	13
	プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化	14
	アクション1 青少年の薬物乱用防止意識を向上させる指導・教育の充実	15
	アクション2 学校に通っていない青少年に対する啓発活動の強化	17
	アクション3 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進	17
	アクション4 青少年を有害情報から守る取組の強化	18

プラン2	地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成	19
アクション5	広域的な広報啓発活動の実施	20
アクション6	多様な広報媒体を用いた効果的な啓発活動の展開	21
プラン3	地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援	23
アクション7	普及啓発を担う人材育成の推進	24
アクション8	啓発用資材の充実・提供	25
アクション9	地域における主体的な啓発活動の支援	27
2	指導・取締りの強化	28
プラン4	不正薬物等の取締強化	29
アクション10	関係機関相互の情報共有の推進	30
アクション11	関係機関の連携等による不正薬物の取引等の取締強化	30
アクション12	多様な捜査手法の効果的な活用	32
アクション13	巧妙化・潜在化する薬物等の取引に対する取締り及び 監視指導の強化	32
プラン5	危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態の的確な 把握と規制の迅速化	33
アクション14	違法薬物や新たな薬物の流通実態・乱用実態の把握	34
アクション15	乱用が懸念される未規制薬物等の迅速・広域的な規制	34
プラン6	医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化	35
アクション16	関係機関の連携等による医療機関等への立入検査及び 指導の実施	36
アクション17	偽造・変造処方箋対策の強化	36

3 薬物問題を抱える人への支援…………… 37

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実…………… 38

アクション18 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進…………… 39

アクション19 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供…………… 40

アクション20 相談・支援業務に従事する人材の育成…………… 41

プラン8 関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援…………… 42

アクション21 薬物依存症等に関する専門医療等の提供…………… 43

アクション22 薬物依存症回復プログラム等への参加支援…………… 43

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施…………… 45

アクション23 再乱用防止に向けた当事者及び家族への継続的支援等の充実…………… 46

第4章 計画の推進体制…………… 48

1 計画の推進…………… 48

2 関係機関の役割…………… 48

(参考資料)

・参考資料1 薬物乱用対策の推進体制…………… 49

・参考資料2 実施事業一覧…………… 50

・参考資料3 薬物乱用について…………… 62

1 薬物乱用とは…………… 62

2 乱用される代表的な薬物…………… 63

凡例

・「乱用」及び「濫用」の表記について

原則として「乱用」を用いるが、法律、東京都の条例及びそれらの条文に係る箇所については「濫用」を用いる。

第1章 これまでの取組及び薬物乱用をめぐる現状と課題

東京都薬物乱用対策推進本部では、これまで、関係機関が連携しながら薬物乱用^{※1}のない社会づくりを目指し、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」を3つの柱として、様々な取組を行ってきました。

1 啓発活動の拡大と充実

薬物乱用防止の普及啓発については、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒、教員、保護者等を主な対象とした講習会や研修の実施、薬物専門講師^{※2}等の派遣、生徒・学生参加型事業の実施、薬物見本やDVD等の啓発用資材の作成・提供などを行ってきました。また、普及啓発を担う人材育成を推進するために、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員^{※3}、薬学部の大学生等を対象とした研修会も開催してきました。

生徒や学生への啓発効果を高めるためには、生徒等が薬物問題について自ら積極的に考えるための機会をつくることが重要です。このため、世代毎に生徒・学生参加型事業を行ってきました。

中学生については、薬物乱用防止ポスター・標語の募集を行い、平成30年度は、事業開始以来最多となる56,129作品の応募がありました。

高校生については、薬物乱用防止に関する校外学習や講義等を通じ、学んだ内容について、成果発表や同世代に向けたリーフレットの作成等を行う「薬物乱用防止高校生会議」を開催してきました。

大学生については、大学構内に設置された専用コピー機の用紙裏面に、大学生から募集した薬物乱用防止メッセージを掲載する啓発事業等を行ってきました。

学校に通っていない青少年に向けては、自動車教習所、鉄道主要駅、映画館等、青少年を中心とした多くの人々が集まる施設に啓発ポスターを掲示してきました。

このほか、学校・家庭・地域など様々な場面で、関係機関や地域団体等と連携した多様な啓発活動を展開することによって、薬物乱用防止意識の向上を図ってきました。

※1 薬物乱用
医薬品を医療目的から外れて使ったり、医療目的のない薬物を不正に使ったりすること

※2 薬物専門講師
薬物乱用防止に関する専門知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者

※3 薬物乱用防止指導員
薬物乱用の害悪性を広く地域住民に周知するため、薬物の乱用防止活動に熱意と理解のある者で、区市町村長から推薦を受け、知事が委嘱した者

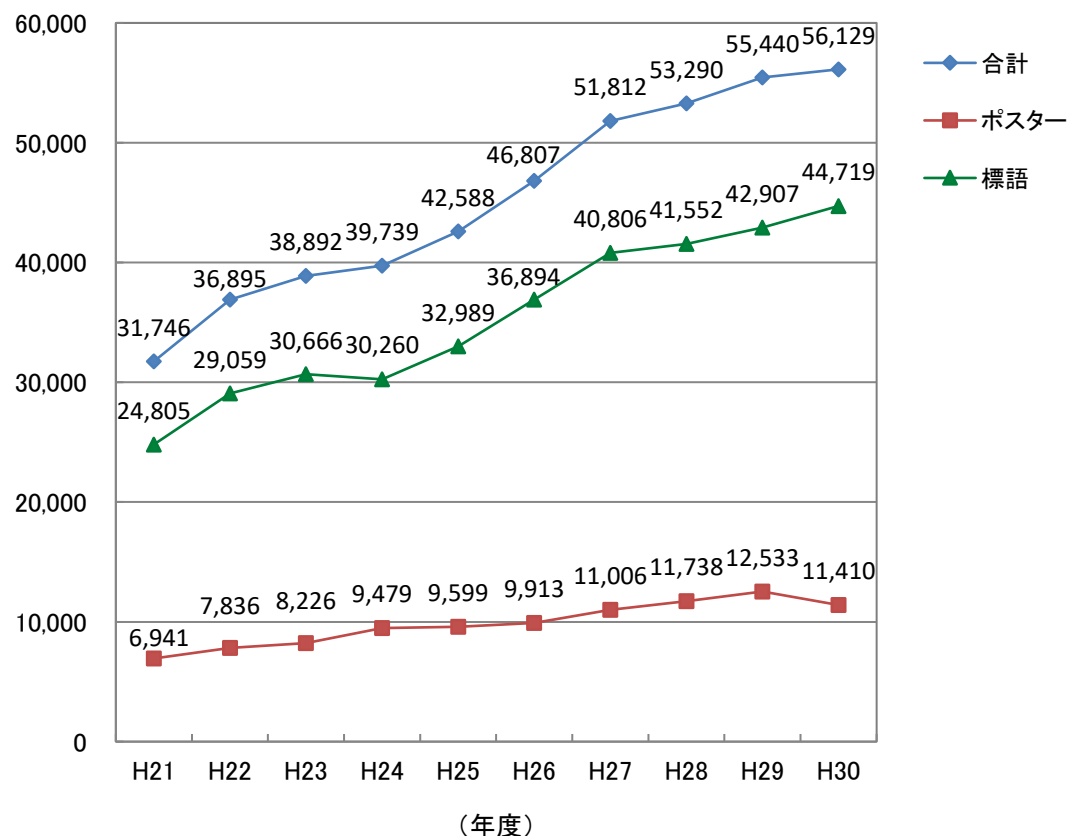
これらの啓発活動を推進、支援する取組として、青少年に強く訴えかける啓発用資材の作成・配布を行ってきました。平成27年度には、大きな社会問題となった危険ドラッグの乱用を防止するため、若い世代に人気のアニメとコラボレーションした動画やポスター等を作成し、集中的な啓発を行いました。

また、平成29年度には、若い世代に関心を持ってもらい、分かりやすいよう実写とマンガを交えた動画やポスター、リーフレットを作成し、各種イベント等で活用するとともに、薬物乱用防止教室等での啓発用資材・研修資料として、広く提供・貸出を行ってきました。

地域社会に対する取組としては、関係機関や地域のボランティア等と連携して、薬物乱用防止に関するイベントやキャンペーン等を実施してきました。さらに、東京都の広報媒体のほか、インターネットや鉄道車両内モニター、デジタルサイネージなど多様な広報媒体を活用し、幅広く普及啓発に取り組んできました。

〔資料1〕ポスター・標語の募集事業の応募状況

(作品数)



最近の都内の薬物事犯の検挙人員は、依然として2千人を超える深刻な状況にあります。このうち覚醒剤事犯に次いで多い大麻事犯の増加傾向が顕著となっています。

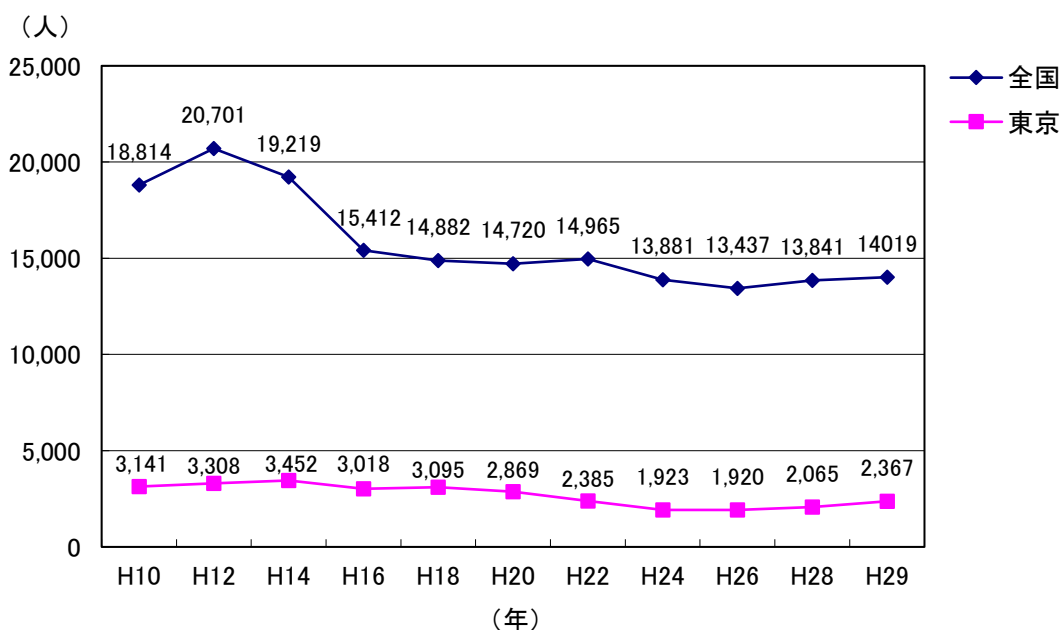
この原因としては、海外で、大麻の所持・使用を合法化する国が現れていることや、インターネット上で「大麻は安全」等の誤った情報が広まっていることなどが考えられます。平成29年度厚生労働科学研究「薬物使用に関する全国住民調査（2017年）」では、我が国においても大麻使用の経験を持つ人の推計値は133万人と多く、大麻は国内で最も乱用される薬物となったこと、大麻の使用を容認する考えが10代から30代までの若い世代に広まりつつあることが明らかとなりました。

大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者を対象に、警察庁が平成29年に実施した「大麻乱用者の実態に関する調査」では、4人に3人が20代までに初めて大麻を使用したこと、約6割が誘われて使用してしまったこと、大麻の危険性に対する認識率が覚醒剤に比べ低いことなどが明らかになりました。平成29年の都内の大麻事犯の検挙人員の約半数は10代及び20代であり、青少年を中心に、大麻の危険性・有害性についての啓発を強化する必要があります。

また、近年、在留外国人等で、日本語の習得が必ずしも十分でない人が増加しています。都内の薬物事犯の検挙人員が依然として高い水準にあり、外国人の薬物事犯の検挙人員も増加傾向にあるという背景も考慮し、多言語等により、薬物乱用の危険性等について十分に周知、啓発することも必要です。

薬物乱用を防止するためには、不正薬物等の供給を断つとともに、薬物を乱用したいと思う気持ちを持たせないことも重要であり、社会状況の変化を踏まえつつ、青少年を中心とした効果的な啓発活動を行っていくことが重要です。

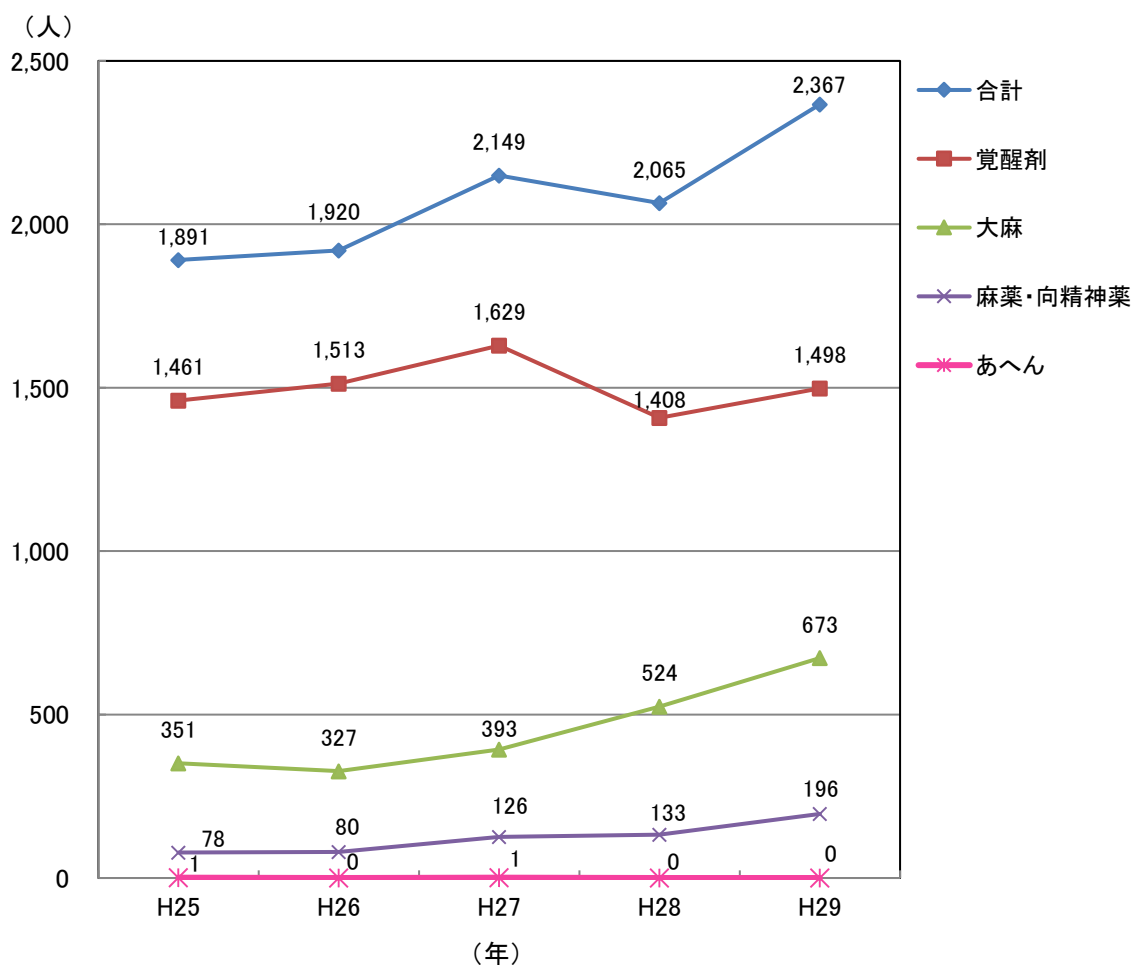
〔資料2〕薬物*事犯検挙人員の推移



※ 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻及びあへん

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況（厚生労働省）

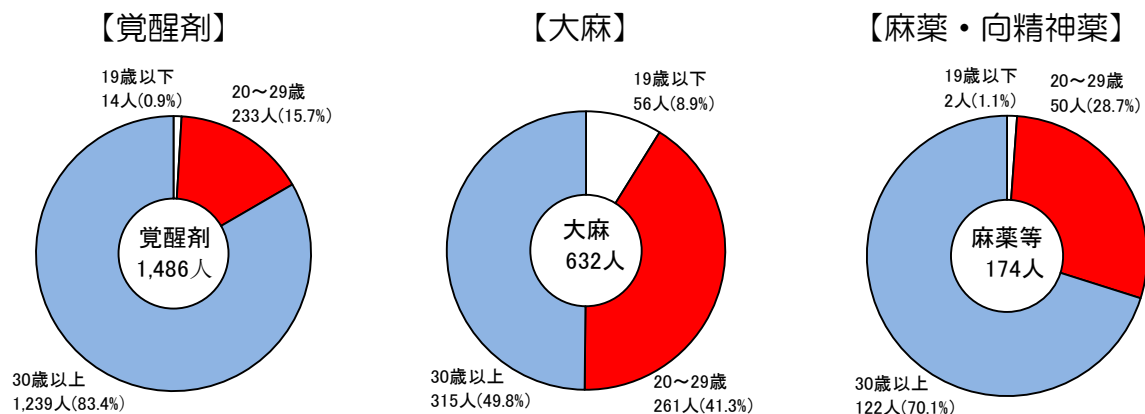
〔資料3〕 都内における薬物*事犯検挙人員の推移（薬物別内訳）



※ 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻及びあへん

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況（厚生労働省）

〔資料4〕 検挙人員の年齢別構成（平成29年 警視庁）



2 指導・取締りの強化

薬物乱用を防止するためには、覚醒剤や大麻をはじめとする不正薬物の供給を絶ち、入手できなくすることが重要です。

そのため、薬物乱用防止に取り組む関係機関は、法令に基づき、不正薬物の売買、密輸・密売、乱用者に対する取締り等を積極的に実施してきました。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を利用する等、巧妙化・潜在化した不正薬物の売買や、インターネット上で個人間の物品の売買を行うフリマアプリへの向精神薬等の出品についても、サイバー監視等による取締りを実施してきました。

さらに、医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対しては、立入検査を計画的かつ必要時には迅速に実施することにより、法令を遵守した医薬品の適切な取扱いの確保及び不正流通等の防止を図ってきました。

このほか、所持や栽培等が禁止されている「けし」や「大麻」の自生が発見された場合には、速やかに抜去するとともに、都内を巡回して早期発見に努めてきました。

危険ドラッグについては、平成17年に「東京都薬物の濫用防止に関する条例」（以下「都条例」という。）を制定し、有害な未規制薬物を知事指定薬物として独自に規制するとともに、試買調査等により流通実態を把握し、試験検査を通じて未規制薬物の早期発見・規制に努めてきました。その結果、平成29年度末までに、128薬物を知事指定薬物として指定するとともに、国へ情報提供し、7薬物が麻薬、121薬物が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく指定薬物として指定され、全国的な規制につなげてきました。

平成26年に、危険ドラッグを使用した者による自動車暴走事故や殺傷事件等が発生し、大きな社会問題になりました。こうした事態を受け、都は、都条例を改正し、平成27年1月から、知事指定薬物の収去、緊急知事指定及び警察職員の立入調査を可能にするなど、取締りを強化しました。

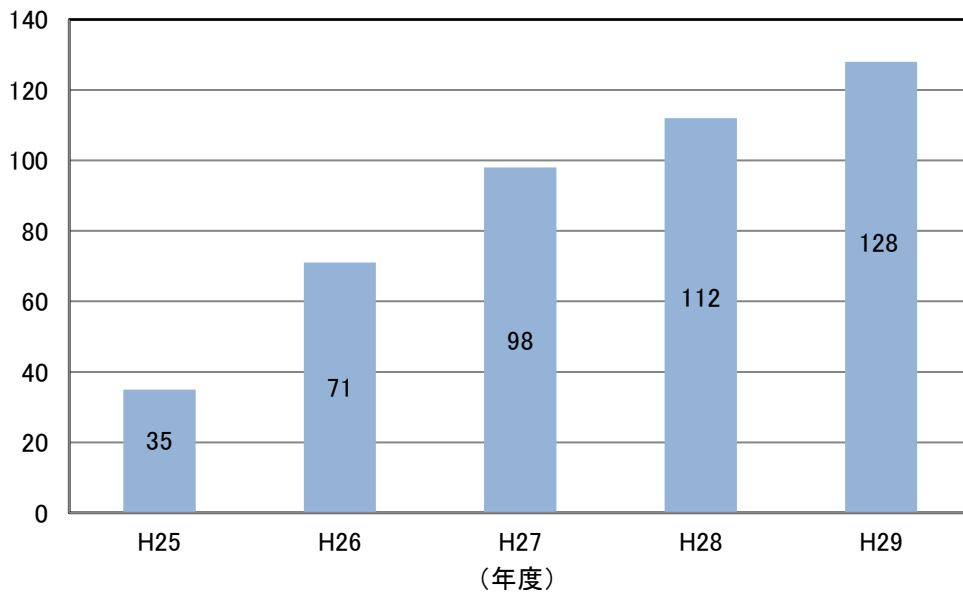
未規制薬物の迅速な知事指定や集中的な取締りにより、平成27年7月には、危険ドラッグを販売する街頭店舗を全て閉鎖させることができました。

しかし、現在も、あたかも合法であるかのように「ハーブ」、「リキッド」等と称し、SNS等を介して販売されている実態が見受けられることから、引き続き指導・取締りを実施していくことが必要です。

薬物の乱用は、心身を蝕み、長期にわたる治療が必要となるほか、生活を破綻させるおそれもあり、その後の人生に大きな影響を及ぼします。また、事故や事件を誘発するなど社会の安全・安心をも脅かすものです。薬物乱用によるそれらの脅威から都民を守り、誰もが安心して生活できる社会を実現するため、引き続き、関係機関と連携し、不正薬物の販売等に対する指導・取締りを強化していく必要があります。

〔資料5〕 都条例による知事指定薬物指定数（年度末累計）

（指定数）



3 薬物問題を抱える人への支援

薬物乱用や依存の問題を抱えた人への支援としては、薬物相談窓口の周知、個別の相談への対応、薬物乱用による身体的・精神的障害の治療、再乱用防止プログラムの実施、家族教室の開催、相談機関職員への研修等に取り組んできました。

相談窓口の情報に関しては、ポスター、リーフレット、ガイドブック等を作成し、関連施設において掲示、配布するほか、関係機関のホームページ等で周知を図るとともに、そのサービス内容を分かりやすく情報提供してきました。

薬物問題で困っている本人や家族等からの個別相談については、電話や面接により対応してきました。

また、都立松沢病院では、精神科外来において、薬物依存症患者の専門的治療を実施してきました。

都立（総合）精神保健福祉センターにおいては、平成19年度から本人向けの薬物依存症回復プログラム等を実施し、回復に向けた支援にも積極的に取り組むとともに、家族等が対応方法等を学ぶための家族教室も開催し、薬物の問題を抱える本人や家族等への支援を実施してきました。

平成28年6月に刑の一部執行猶予制度[※]が施行され、これに伴い、刑事施設内ではなく、地域社会の中で薬物乱用からの更生に努める人の増加も見込まれます。平成28年12月には再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、薬物の再乱用防止対策がより重要になっています。

平成30年版の警察白書によると、覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員全体の74%を占め、年1万人を超えています。

また、覚醒剤の再犯者率は平成19年以降、11年連続で増加しており、平成29年は66%となっています。再乱用を無くさなければ薬物乱用の根絶は不可能です。

仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された覚醒剤事犯者306人に対して東京保護観察所が実施したアンケート調査では、約7割の人が身近な相談先があれば薬物を再使用しなかった可能性があるかと回答しています。

薬物依存症からの回復には長い期間を要することから、薬物問題を抱える人に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を関係各機関で実施していくことが必要です。

※ 刑の一部執行猶予制度

平成25年6月に刑法等が改正され、平成28年6月に施行された新制度。

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができるとする制度。薬物使用者（累犯者も含まれる。）については、執行猶予期間中、必ず保護観察に付される。

第2章 計画の基本方針

1 国の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」

国は、平成30年8月、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を見直し、昨今の薬物情勢を踏まえ、対策を強化した「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（以下「第五次五か年戦略」という。）を策定しました。

第五次五か年戦略では、特に留意すべき課題として、

「国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策」

「未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応」

「関係機関との連携を通じた乱用防止対策」

が掲げられています。

また、戦略目標も見直され、新たな5つの目標が設定されました。

《第五次五か年戦略の5つの目標》

目標1	青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止
目標2	薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止
目標3	薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に関する迅速な対応による薬物の流通阻止
目標4	水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
目標5	国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

2 東京都薬物乱用対策推進計画の改定における基本的な考え方

本計画は、第五次五か年戦略の方向性を踏まえ、従来から取組の3つの柱としている、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」に沿って、薬物乱用対策の更なる推進を図るものです。

「啓発活動の拡大と充実」は、主として、未だ薬物に関わっていない青少年等に向けた取組です。薬物乱用のない社会づくりのためには、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識等を啓発し、薬物を使わせないようにすることが重要です。

「指導・取締りの強化」は、不正な薬物の取引や販売、所持・使用する者などに対する取組です。不正な薬物の流通や医薬品等の不適正な使用を社会から根絶することを目指し、法律や都条例に抵触する行為については、引き続き厳正に対処します。

「薬物問題を抱える人への支援」は、薬物を乱用していた人への社会復帰に向けた回復支援等の取組です。薬物を繰り返し使用してしまう人の中には、薬物依存症という疾病を患っている人も多いため、専門機関による治療や回復支援のほか、薬物依存症に対する理解を広げるための啓発を行っていきます。

《国の戦略目標と本計画における取組の方向性との対比》

国の戦略目標（第五次五か年戦略）		本計画における取組の方向性
目標 1	青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	< 3つの柱－1 > 啓発活動の拡大と充実
目標 2	薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	
目標 3	薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に関する迅速な対応による薬物の流通阻止	< 3つの柱－2 > 指導・取締りの強化
目標 4	水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	
目標 5	国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	

3 計画期間

本計画は、平成31年度（2019年度）から5年間を計画期間とします。

4 計画の構成

本計画では、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」を薬物乱用防止対策を進める上での3つの柱とし、それぞれの柱を支える9つの「プラン」を取組の方向性として定め、さらに、それぞれの「プラン」を実現するための具体的な取組として23の「アクション」を設定しています。

(1) 啓発活動の拡大と充実＜3つの柱－1＞

薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識等を啓発し、薬物を使わせないようにするため、プラン1「青少年に薬物を乱用させないための取組の強化」、プラン2「地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成」、プラン3「地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援」の3つのプランの下に、9つのアクションを設定しています。

(2) 指導・取締りの強化＜3つの柱－2＞

不正な薬物の流通や医薬品等の不適正な使用を社会から根絶することを目指し、プラン4「不正薬物等の取締強化」、プラン5「危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態の的確な把握と規制の迅速化」、プラン6「医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化」の3つのプランの下に、8つのアクションを設定しています。

(3) 薬物問題を抱える人への支援＜3つの柱－3＞

薬物を乱用していた人への社会復帰に向けた回復支援等を実施するため、プラン7「薬物問題に関する相談・支援体制の充実」、プラン8「関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援」、プラン9「当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施」の3つのプランの下に、6つのアクションを設定しています。

東京都薬物乱用対策推進計画

薬物乱用のない社会づくり

啓発活動の拡大と充実

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

プラン3 地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援

指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締強化

プラン5 危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態の的確な把握と規制の迅速化

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

プラン8 関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

(平成30年度改定) 体系図

《23のアクション》

《91の取組》

- [1] 青少年の薬物乱用防止意識を向上させる指導・教育の充実
- [2] 学校に通っていない青少年に対する啓発活動の強化
- [3] 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進
- [4] 青少年を有害情報から守る取組の強化

15の取組

- [5] 広域的な広報啓発活動の実施
- [6] 多様な広報媒体を用いた効果的な啓発活動の展開

7つの取組

- [7] 普及啓発を担う人材育成の推進
- [8] 啓発用資材の充実・提供
- [9] 地域における主体的な啓発活動の支援

14の取組

- [10] 関係機関相互の情報共有の推進
- [11] 関係機関の連携等による不正薬物の取引等の取締強化
- [12] 多様な捜査手法の効果的な活用
- [13] 巧妙化・潜在化する薬物等の取引に対する取締り及び監視指導の強化

14の取組

- [14] 違法薬物や新たな薬物の流通実態・乱用実態の把握
- [15] 乱用が懸念される未規制薬物等の迅速・広域的な規制

7つの取組

- [16] 関係機関の連携等による医療機関等への立入検査及び指導の実施
- [17] 偽造・変造処方箋対策の強化

5つの取組

- [18] 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
- [19] 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供
- [20] 相談・支援業務に従事する人材の育成

11の取組

- [21] 薬物依存症等に関する専門医療等の提供
- [22] 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

10の取組

- [23] 再乱用防止に向けた当事者及び家族への継続的支援等の充実

8つの取組

第3章 具体的な取組の展開

1 啓発活動の拡大と充実

計 画 内 容

- プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化
- プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成
- プラン3 地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援

薬物乱用を防止するためには、青少年に、早い時期から薬物乱用の危険性・有害性等について繰り返し啓発を行うことで、正しい知識を身に付けさせるとともに、地域全体の薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることが重要です。

特に、若い世代における乱用の拡大が深刻化している大麻に関しては、その有害性を否定する誤った情報がインターネット等で流布されていることも考慮し、危険性及び有害性についての正しい知識をしっかりと伝えていく必要があります。

また、危険ドラッグについては、集中的な取締りにより、全ての街頭店舗の閉鎖に至りましたが、SNSを利用した販売など流通ルートが潜在化・巧妙化しており、大規模な製造・販売拠点も摘発されているなど、引き続き警戒が必要な状況にあります。

こうした薬物に関する情勢を踏まえ、主に青少年を対象として、スマートフォンの普及などの生活環境や意識の変化、年齢等も考慮に入れながら、世代に応じた様々な啓発活動を多様な広報媒体も活用して効果的に展開し、薬物乱用防止意識の醸成を推進していきます。

また、学校や地域と連携した啓発活動を展開することで、薬物乱用を拒絶する地域全体の規範意識を向上させるとともに、薬物乱用防止に関する最新情報や啓発用資材等を提供することなどにより、地域が主体的に行う啓発活動を支援し、薬物乱用の未然防止を図ります。

プラン1

青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

薬物の誘惑から青少年を守るためには、青少年自らが、薬物乱用の様々な影響を正しく理解し、絶対に薬物を乱用しないという強い意志を持つことが大切です。

スマートフォンやタブレット端末の普及など、情報通信技術の目覚ましい進歩に伴い、様々な情報をどこでも瞬時に入手できる時代となりましたが、インターネット上の情報には、有益なものばかりでなく、誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。

特に、大麻に関しては、「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流布し、また、若い世代に大麻の使用を容認する考えが広まりつつあり、誘惑に巻き込まれやすい状況にあります。

そのため、適切な薬物乱用防止教育により、青少年に正しい知識を付与するとともに、薬物乱用防止の意識を高める取組が必要です。

また、学校以外の青少年が集まる場所などを活用した普及啓発も、併せて行っていくことが重要です。

さらに、保護者や地域住民等への普及啓発を一層推進するとともに、各自治体等の相談窓口や、インターネットの適切な利用を促すための最新の情報等について周知し、青少年を有害情報から守る環境づくりを進めていくことが必要です。

取組内容

アクション1 青少年の薬物乱用防止意識を向上させる指導・教育の充実

アクション2 学校に通っていない青少年に対する啓発活動の強化

アクション3 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進

アクション4 青少年を有害情報から守る取組の強化

アクション 1 青少年の薬物乱用防止意識を向上させる指導・教育の充実

- 公立の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対して、学習指導要領に基づき、薬物乱用防止に関する指導を実施します。【教育庁】
- 私立学校において、薬物乱用防止教育が適切に実施されるよう、講習会等の情報や資料を提供します。
また、私学団体にも協力を呼びかけ、適切な指導への理解を求めます。【生活文化局】
- 各学校の協力の下、薬物乱用防止教室を実施し、その実施状況を継続的に把握するとともに、各学校に情報提供等を行うことにより、薬物乱用対策の充実を図ります。【教育庁】
- 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。【警視庁、福祉保健局、教育庁】
- 大学、短期大学、専門学校に対し、学生へのきめ細かな啓発・指導の実施を促し、入学ガイダンス等での薬物乱用に関する知識の普及や啓発用資材の提供・貸出、薬物専門講師の派遣等により、大学等における薬物乱用防止に向けた取組を充実させます。【福祉保健局】

キャラバンカーを活用した指導・教育



車外モニターでの啓発動画放映



車内での資料展示

- 中学生自らが薬物問題について考え、問題意識を高めるため、「薬物乱用防止ポスター・標語」を募集します。

また、優秀作品を啓発用のポスター、リーフレット、作品展やイベントでの展示等に活用して、広く薬物乱用防止を訴えます。 【福祉保健局】

- 高校生自らが薬物乱用を身近な問題として捉え、薬物の誘惑を排除できる能力を身に付けるため、薬物乱用防止に関する校外学習や医師・薬剤師等の専門家による講義等から学んだ内容について、生徒同士で議論・検討し、薬物乱用防止について広く同世代に発信する「薬物乱用防止高校生会議」を開催します。

【福祉保健局、教育庁】

- 薬物乱用防止に関する普及啓発事業等に参加し、熱心に取り組んだ学校を「薬物乱用防止活動率先校」として表彰し、継続した取組を促すとともに、その実績を模範として紹介することで、薬物乱用防止活動の充実を図ります。

【福祉保健局】

- 大学生自らが薬物乱用問題について考え、同世代に訴えかけるため、薬物乱用防止メッセージを募集し、大学構内に設置されている無料コピー機の用紙裏面にメッセージを掲載する取組を行います。 【福祉保健局】

薬物乱用防止ポスター・標語作品展



都庁第一本庁舎アートワーク



都立薬用植物園

薬物乱用防止高校生会議の成果発表



スライド発表



寸劇発表

アクション2 学校に通っていない青少年に対する啓発活動の強化

- 学校に通っていない青少年が多く集まる場所において、啓発活動を展開します。また、学校に通っていない青少年の薬物乱用の実態把握に努め、効果的な啓発活動につなげていきます。【警視庁、都民安全推進本部、福祉保健局】

アクション3 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進

- P T Aリーダー研修会等の機会に、啓発用資材を配布するとともに、東京都公立幼小中高P T A連絡協議会の協力を得て、保護者層への啓発活動を推進します。【教育庁】
- 薬物乱用を許さない環境づくりのため、家庭や地域等において青少年に対する普及啓発を担う保護者や地域住民等に対し、薬物乱用防止に関する講座やセーフティ教室、イベント等への一層の参加を呼びかけます。また、年度ごとに重点テーマを定め、参加者へのアンケート調査等を行い、啓発効果の検証に努めます。【福祉保健局、教育庁】

アクション4 青少年を有害情報から守る取組の強化

- 学校での薬物乱用防止教室、保護者会、地域の集まりなど様々な機会を捉え、有害情報に対するフィルタリング（有害サイトへのアクセスを制限する機能）の啓発に努め、利用を促進します。

また、インターネット事業者等に対して、フィルタリングの告知・勧奨を働きかけるなど、関係機関が連携を密にし、スマートフォンの普及等による通信環境の変化に対応していきます。

【関東信越厚生局、警視庁、都民安全推進本部
生活文化局、福祉保健局、産業労働局、教育庁】

- 保護者に対して、「ファミリeルール講座※」の開催等を通じて、各家庭でのインターネット利用に関するルールづくりを支援します。

また、フィルタリング利用の普及に向けた取組を実施します。

【都民安全推進本部】

- 青少年の薬物乱用を助長するなど著しく犯罪を誘発する図書類を「不健全図書類」として指定し、青少年への販売等を制限します。 【都民安全推進本部】

ファミリeルール講座の様子



※ ファミリeルール講座

インターネット上のトラブルや危険性、それらから身を守る防止策等について学ぶ講座。ネット利用において知っておくべき「基礎講座」と、家庭のルール作りを支援する保護者同士のグループワークや、生徒自身による自主ルール作りの支援など、利用者のニーズに応じて選択できる「選択講座」がある。

プラン2

地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

薬物乱用のない社会を実現するためには、地域社会全体で薬物乱用を拒絶する意識を醸成することが必要です。

区市町村や近隣自治体を含めた広域的な普及啓発活動の実施を通じ、薬物乱用の危険性等を訴えかけることにより、薬物乱用を根絶する意識を社会全体で広く共有する取組を進めていきます。

取組内容

アクション5 広域的な広報啓発活動の実施

アクション6 多様な広報媒体を用いた効果的な啓発活動の展開

アクション5 広域的な広報啓発活動の実施

- 区市町村や地域団体等と協働し、薬物乱用防止に向けた各種運動、キャンペーン等を実施します。

【東京出入国在留管理局、東京税関、関東信越厚生局、警視庁
都民安全推進本部、福祉保健局、病院経営本部、教育庁】

- 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が協働・連携し、ポスター、パンフレットを作成・配布するなど、広域的に青少年の健全育成活動に取り組みます。【都民安全推進本部】

- イベント情報を関係機関で共有し、他機関のイベントの機会を活用した情報提供を行う等、相互に協力して啓発機会の拡大を図ります。

【東京税関、関東信越厚生局、警視庁
都民安全推進本部、福祉保健局、教育庁】

- 大麻の乱用の広がりが懸念される近年の状況も踏まえ、大麻・けし等に関するポスター、リーフレットやイベントでの企画展示等により、広く都民に対し、正しい知識の普及を図ります。【福祉保健局】

「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集い



薬物乱用防止企画展示



薬物乱用撲滅宣言

麻薬・覚醒剤乱用防止運動東京大会



タレントによるトークライブ



大会宣言

アクション6 多様な広報媒体を用いた効果的な啓発活動の展開

- 新聞、テレビ、ラジオ、広報紙、ポスター、リーフレット、インターネット等の多様な広報媒体による啓発活動を実施します。特に、青少年が目にする機会の多い広報媒体を積極的に活用して、効果的な啓発活動を展開します。

また、関係機関が連携し、広報紙による情報提供、ホームページやSNSによる薬物乱用防止の呼びかけ、啓発イベントのPRなど、多面的な広報活動を実施します。

【東京出入国在留管理局、東京税関、関東信越厚生局
警視庁、都民安全推進本部、生活文化局
福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、教育庁】

- 危険ドラッグに関する啓発用ウェブサイトを運営し、危険性や有害性等について、写真や図解、動画等も用いて分かりやすく情報発信します。【福祉保健局】
- インターネット上で薬物に関連する語句を検索すると、連動して薬物乱用防止広告が表示されるキーワード連動広告を活用することで、都の啓発用ウェブサイトへ誘導し、購入や使用を思いとどまらせる啓発を実施します。【福祉保健局】

各種媒体を活用した啓発活動



ラジオ



競馬場の大型ビジョン



街頭ビジョン



鉄道車両内モニター

みんなで 危険ドラッグ 知ろう

薬物相談窓口 03-5320-4515

危険ドラッグってなに? 買ったかどうかは? どんなふうに使っているの? 危険ドラッグの取り方 東京都の取組みと活動紹介

合法?いいえ、違法 危険 大変危険な薬物です!!

STOP! DRUGS

※東京都では、合法ドラッグ・違法ハーブ等と呼ばれるドラッグを「違法（偽造）ドラッグ」と呼んでいましたが、平成26年7月22日、厚生労働省及び警察庁が和野粉を「危険ドラッグ」に認定したため、現在は、「危険ドラッグ」と呼んでいます。

危険ドラッグ、ダメきれないけど、結構おいしい!!

指定薬物、知事指定薬物、個人の所持・所持も処罰対象です。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び東京都薬物の濫用防止に関する条例の改正により、法で規定する「指定薬物」と条例で規定する「知事指定薬物」は、医薬や覚醒剤と同様に、製造・販売だけでなく、個人の所持・使用も「違法」となり、処罰の対象です。

危険ドラッグ啓発用ウェブサイト

プラン3

地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援

学校や地域団体等における薬物乱用防止の普及啓発を効果的に行うためには、薬物乱用の危険性等に対する知識を普及させる人材を確保・育成するとともに、分かりやすい啓発用資材を充実させる必要があります。

また、それぞれの普及啓発活動が、主体的かつ持続的に行われることが重要です。

そのため、学校や地域団体等における普及啓発が活発に行われるよう、積極的な支援を実施していきます。

特に、大麻や危険ドラッグについては、青少年に対する啓発支援を強化し、これらの危険性や有害性に関する正しい知識の普及を図ります。

取組内容

アクション7 普及啓発を担う人材育成の推進

アクション8 啓発用資材の充実・提供

アクション9 地域における主体的な啓発活動の支援

アクション7 普及啓発を担う人材育成の推進

- 地域において普及啓発の推進を担う薬物乱用防止指導員に対し、薬物問題に関する最新知識の付与や、意識向上のための研修を実施します。 【福祉保健局】

- 学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会において講師を務める方などを対象に、必要な知識を付与するための研修会を開催します。
また、一定の活動をしている講師の実績を証明し、より専門的な内容の講習を必要とする学校や地域等が、実績のある講師を活用しやすい環境を整備します。 【福祉保健局】

- 学校教職員（管理職、生活指導主任、保健主任等）や保健所職員のほか、関係機関の職員に対し、薬物乱用防止に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報の共有を図ります。 【福祉保健局、教育庁】

- 薬物乱用防止に関する普及啓発を担う将来の人材を育成するため、薬学生や医学生、教職課程を専攻する学生等に対し、入学ガイダンス等で薬物問題や乱用防止対策に関する知識を付与します。 【福祉保健局】

アクション8 啓発用資材の充実・提供

- 学校や地域団体等に対し、薬物乱用防止に係るリーフレット、DVD、ビデオ、パネル等の各種啓発用資材の貸出・配布を行うとともに、貸出・配布先の意見や要望、薬物乱用状況の変化等を踏まえて、内容の充実を図ります。
【警視庁、福祉保健局】
- 薬物問題をめぐる社会の状況変化等を踏まえた薬物乱用防止教育プログラム等を提供し、学校等における啓発活動を支援します。
【福祉保健局】
- 在留外国人や帰国子女などで、日本語が十分に習得できていない方にも対応した青少年向けの動画、リーフレット等の薬物乱用防止啓発用資材を作成し、危険性・有害性の理解促進を図ります。
【東京税関、関東信越厚生局、警視庁、都民安全推進本部
福祉保健局、病院経営本部、教育庁】
- 青少年等を対象に、大麻や危険ドラッグをはじめとした薬物乱用の危険性・有害性に関する正確な知識を普及啓発するための動画、ポスター、リーフレット等を作成し、効果的な周知を図ります。
【東京税関、関東信越厚生局、警視庁、都民安全推進本部
福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、教育庁】
- 海外旅行者等に向けて、大麻を原材料とする食品等の持ち帰りや、海外での薬物の乱用、密輸を行う「運び屋」への勧誘等について、リーフレット等により注意を喚起します。
【福祉保健局】

各種啓発用資材



ポスター



DVD



中学生から募集したポスター・標語の最優秀作品を活用した小・中学生向けリーフレット



薬物乱用防止高校生会議に参加した生徒が作成した高校生向けリーフレット



海外旅行者向けリーフレット



薬物標本（薬物全般）



薬物標本（危険ドラッグ）

アクション9 地域における主体的な啓発活動の支援

- 地域における薬物乱用防止の取組をより活発化させるため、先駆的な取組や、工夫を凝らした取組などを紹介する事例発表会を開催します。 【福祉保健局】
- 東京都薬物乱用防止推進協議会や、薬物乱用防止に積極的に取り組む地域団体等に対し、薬物乱用防止対策に関する情報の提供や講習会等の共催・後援などを行うことにより、地域における活動を支援します。 【福祉保健局】
- 地域団体、学校薬剤師、行政機関等、薬物乱用対策に取り組む関係者の連絡会等を開催して情報共有を図り、各地域・関係機関の取組がより効果的なものとなるよう支援します。 【福祉保健局】
- 青少年の健全育成に向け、PTAや地域自治会に対し、薬物乱用防止に関する最新情報の提供や啓発方法の講習等を実施し、地域における見守り意識の醸成やパトロールの実施につなげて、啓発意識の向上に努めます。 【警視庁、福祉保健局、教育庁】
- 薬物専門講師の派遣について、講習内容や申込先等の一覧をホームページ等に掲載し、学校や地域住民等が依頼しやすい環境を整備します。 【警視庁、福祉保健局、教育庁】

地域の取組事例



薬物乱用防止ポスター・標語地区選考表彰式

2 指導・取締りの強化

計 画 内 容

- プラン4 不正薬物等の取締強化
- プラン5 危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態の的確な把握と規制の迅速化
- プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

覚醒剤や大麻、麻薬、危険ドラッグ、向精神薬等の乱用をなくすためには、不正な薬物取引を摘発・排除するとともに、不正薬物を使用・所持する者に対する取締りや医薬品等の不適正な取扱いに対する監視指導を強化する必要があります。

本計画では、関係機関相互の連携を強化し、更なる情報共有の下、合同立入検査の拡充等により、不正薬物の根絶を目指して、監視指導及び取締りを引き続き強化・充実させます。

危険ドラッグ対策については、迅速な検査・分析により化学構造を特定して未規制の薬物を早期に発見し、生体への影響を評価した上で、都条例に基づき、速やかに知事指定します。さらに、情報を国に提供することにより、法による全国的な規制へとつなげていきます。

また、関係機関の連携を強化し、インターネットを介して取引等を行う危険ドラッグ販売店舗等に関する情報を共有し、必要に応じて立入検査や司法捜査を実施して危険ドラッグの撲滅を目指します。

自生の「けし」、「大麻」については、不正な所持や栽培等がされないよう早期発見、抜去を行います。

このほか、医療用麻薬等の不適正使用、処方箋の偽造・変造による向精神薬等の不正入手や、有機溶剤の不正譲渡についても、監視指導を一層強化し、乱用の未然防止を図ります。

プラン4

不正薬物等の取締強化

近年、個人輸入を含め、海外からの不正薬物の流入量は増加傾向にあります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、今後も増加が見込まれる訪日外国人による不正薬物の持込み等がないよう、引き続き対策を図る必要があります。

一方で、スマートフォン等の普及により、SNSなどを利用した匿名性が高く、巧妙化・潜在化した薬物販売が増加しています。不正薬物の根絶には、乱用者の取締りに加え、薬物の供給元である販売組織の積極的な摘発が必要です。

取組内容

アクション10 関係機関相互の情報共有の推進

アクション11 関係機関の連携等による不正薬物の取引等の取締強化

アクション12 多様な捜査手法の効果的な活用

アクション13 巧妙化・潜在化する薬物等の取引に対する取締り及び監視指導の強化

アクション10 関係機関相互の情報共有の推進

- 関係機関が連携し、新たな薬物密売ルートが発見や密売拠点の把握に努め、捜査力を集中して検挙率の向上に取り組みます。 【関東信越厚生局、警視庁】
- 薬物乱用防止対策に関する国際会議等へ積極的に参加し、国内外の関係機関との情報交換を推進します。 【東京地方検察庁、東京税関、関東信越厚生局】
- 関係機関による対策協議会等を開催し、意見交換を通じて連携強化を推進し、密輸出入の取締りを強化します。
【東京地方検察庁、東京出入国在留管理局、東京税関】
【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】

アクション11 関係機関の連携等による不正薬物の取引等の取締強化

- 薬物を不法に所持・使用している外国人に係る情報提供を受けた場合は、警視庁等関係機関に通報するなど、捜査に協力します。
また、出入国管理及び難民認定法に違反する外国人の摘発において、薬物の所持等を認知した場合には、警視庁等関係機関が連携を密にした的確に対処します。
【東京出入国在留管理局、警視庁】
- 薬物取締りの強化期間を設け、集中的な取締りを行います。
また、薬物事犯捜査に係る関係機関の連携を強化し、薬物需給の根絶を図ります。
【東京税関、関東信越厚生局、警視庁】
- 覚醒剤や大麻、シンナー、医薬品医療機器等法の指定薬物等を乱用する少年の早期発見、補導、検挙を実施します。 【警視庁】
- 関係機関が連携し、薬事監視員、麻薬取締官・麻薬取締員、警察官による合同立入等を実施します。
また、捜査関係機関が合同捜査を実施するなど、危険ドラッグに係る事犯等に対して、積極的な司法対応を実施します。
【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】

- 自生している「けし」や「大麻」について、不正な所持や栽培等がされないよう広く通報等の協力を呼びかけ、早期発見、抜去を図ります。

【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】

- インターネット等で不正流通する医療用麻薬や向精神薬等に対する取締り等を徹底します。

【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】

自生する「けし」の抜去



自生する「けし」



抜去された「けし」

アクション12 多様な捜査手法の効果的な活用

- 薬物犯罪の捜査において、コントロールド・デリバリー[※]、通信傍受等の捜査手法を積極的に活用し、徹底検挙することにより、薬物供給の根絶を図ります。
【関東信越厚生局、警視庁】

※ コントロールド・デリバリー

薬物犯罪の捜査において、違法行為が発覚してもすぐには検挙せず、監視を継続して、犯罪の全体像を明らかにした段階で検挙する捜査手法のこと。

アクション13 巧妙化・潜在化する薬物等の取引に対する取締り及び監視指導の強化

- インターネット等を利用した犯罪に対処するため、薬物事犯の取締りを強化し、薬物の供給を遮断します。
【関東信越厚生局、警視庁】
- インターネット等で危険ドラッグの販売を行う者に対して、危険ドラッグの収去や試買調査を積極的に実施し、違反品の販売中止・回収等を指示するなど、取締りを強化します。
【関東信越厚生局、福祉保健局】
- インターネット販売、デリバリー販売など、新たな手法で販売される危険ドラッグに対する監視指導を強化します。
また、インターネット上に氾濫する危険ドラッグ店舗や製品等に関する情報を統計的に分析・評価するとともに、他自治体及び関係機関との情報共有を図り、効率的な監視指導を実施します。
【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】
- 他自治体及び関係機関と危険ドラッグに対する監視体制・手法等に関する意見交換を行い、連携強化・広域的対応を図ります。
【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】

プラン5

危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態の的確な把握と 規制の迅速化

都では、平成8年度以降、危険ドラッグを試買して成分検査を実施し、医薬品医療機器等法等に違反する物品について、販売中止や回収を指示するなどの措置を講じてきました。

しかし、麻薬等の化学構造の一部を変えて、次々と新しい化学構造の危険ドラッグが出現しています。

危険ドラッグ等の不正薬物を排除していくためには、新たな薬物の流通実態や使用実態を迅速かつ的確に把握し、速やかに規制につなげていくことが重要です。

取組内容

アクション14 違法薬物や新たな薬物の流通実態・乱用実態の把握

アクション15 乱用が懸念される未規制薬物等の迅速・広域的な規制

アクション14 違法薬物や新たな薬物の流通実態・乱用実態の把握

- 国内外における薬物の流通実態を把握するため、外部調査機関等を活用して調査を実施します。【福祉保健局】
- 違法薬物や規制すべき薬物の早期発見のため、インターネットサイトや店舗等を対象として、流通する製品を試買し、成分検査を実施します。【福祉保健局】
- 医療機関等と連携し、新たな乱用薬物の使用実態の把握に努めます。【福祉保健局、病院経営本部】

アクション15 乱用が懸念される未規制薬物等の迅速・広域的な規制

- 化学構造、生体影響、国内外での流通状況や文献情報等により、未規制薬物の人体に対する危険性を、専門家を交えて評価し、迅速に都条例に基づく知事指定薬物に指定し、規制します。【福祉保健局】
- 都が有する分析・試験検査技術で得られた知見を、条例で知事指定薬物を規定している他の自治体に提供し、広域的な規制につなげていきます。【福祉保健局】
- 都が有する知事指定薬物に関するデータを国に提供し、医薬品医療機器等法による全国的規制、包括規制の更なる拡充及び未規制薬物や医薬品医療機器等法指定薬物の麻薬指定につなげていきます。【福祉保健局】
- 危険ドラッグを迅速に分析・特定するための試験法、生体影響を評価するための試験法等の研究・開発を推進します。【福祉保健局】

健康安全研究センターによる成分分析



単結晶X線構造解析装置(SCXRD)



核磁気共鳴装置(NMR)

プラン6

医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

医療用麻薬や向精神薬などの医薬品、シンナーやトルエンなどの有機溶剤等は、本来の使用目的に沿って適正に使用すれば有用なものですが、本来の使用目的や使用方法を逸脱して乱用されることがあるため、監視指導により、適正な流通・使用を確保します。

また、向精神薬等を不正に入手する目的で、処方箋を偽造・変造する事例が散見されます。処方箋の偽造・変造は犯罪であり、未然防止及び再発防止に向けた対策を強化します。

取組内容

アクション16 関係機関の連携等による医療機関等への立入検査及び指導の実施

アクション17 偽造・変造処方箋対策の強化

アクション16 関係機関の連携等による医療機関等への立入検査及び指導の実施

- 麻薬や向精神薬を取り扱う病院・診療所、薬局、販売業者、研究者等に対して、講習会等を実施し、法令遵守・適正な取扱いを確保します。【福祉保健局】
- 麻薬を取り扱う施設等に対して、計画的な立入検査を行うとともに、麻薬や向精神薬の管理が不十分な施設等については、重点監視指導を行い、改善の徹底を図ります。
また、麻薬や向精神薬等の取扱量が多い医療機関等に対し、関係機関による合同立入検査を実施し、保管・管理の徹底など、盗難や所在不明を防止するための措置について指導を強化します。【関東信越厚生局、福祉保健局】
- 有機溶剤の販売業者等に対して、一斉監視指導等による集中監視を実施し、シンナーやトルエンの譲渡記録の徹底など、適正管理を指導します。
【福祉保健局】

アクション17 偽造・変造処方箋対策の強化

- 医療機関や薬局と連携して、偽造・変造処方箋対策を推進し、医薬品の不正入手の防止を図ります。【福祉保健局】
- 薬局に偽造・変造処方箋が持ち込まれることがないよう、店頭に掲示する持込防止の警告資材を作成するなど、未然防止に向けた環境整備を進めるとともに、薬局に配布する手引等に偽造処方箋に関する記述を行い、薬局の管理者及び従事者に対する注意喚起を徹底します。【福祉保健局】

3 薬物問題を抱える人への支援

計 画 内 容

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

プラン8 関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

薬物を乱用していた人やその家族は、深い悩みや不安を抱えることも多く、また、周囲に相談できる相手がいないことや、相談先が分からないということも本人・家族の苦痛や不安を長引かせ、問題の解決につながらない要因となっています。こうした状態をそのままにせず、解決につなげるためには、薬物問題に関する相談窓口の周知を進めるとともに、様々な相談に対応できる体制を充実させ、有効な支援体制を構築していく必要があります。

また、刑の一部執行猶予制度及び再犯の防止等の推進に関する法律の施行により、薬物依存症の治療とともに、薬物を乱用していた人への社会復帰に向けた回復支援等の再乱用防止のための対策がますます重要となっています。

こうした情勢を踏まえ、相談機関や医療機関をはじめとする関係機関が連携して継続的な支援を実施していく体制を強化します。

プラン7

薬物問題に関する相談・支援体制の充実

薬物依存症は、本人の身体的・精神的健康の問題のみならず、事故や犯罪の誘発などの社会的な問題、家族の心身の健康を害するなどの問題、薬物を入手するための借金などの経済的な問題といった、様々な問題を生み出します。

薬物依存症については、乱用に気づいた時点でいち早く対応することが極めて大切であり、専門家に相談することが問題解決の第一歩となります。

そのため、受け皿となる相談・支援体制を強化するとともに、相談を必要とする本人や家族に分かりやすく情報提供を行います。

取組内容

アクション18 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

アクション19 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供

アクション20 相談・支援業務に従事する人材の育成

アクション18 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

- 保健所、関東信越厚生局、警視庁等の相談窓口において、薬物問題に悩む本人や家族等からの相談に対して、電話や面談等による対応を行うとともに、都立(総合)精神保健福祉センターを薬物依存症に関する相談拠点として明確に位置付け、相談支援体制を確保します。 【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】
- 区市町村等の地域の一次相談窓口と、都立(総合)精神保健福祉センター等の専門相談機関や麻薬取締部、警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関が連携することにより、薬物依存症者等の状況に応じた回復支援を行います。 【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局、病院経営本部】
- 捜査機関に寄せられる情報や相談事案について、事件性の有無に留意しながら迅速・的確に対応し、乱用者による二次犯罪等の防止に努めます。 【関東信越厚生局、警視庁】

家族との面接の進め方についての支援者用マニュアル



アクション 19 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供

- 関係機関が、薬物問題に関する相談・支援を行う機関や具体的なサービス内容の情報を共有し、相互にホームページやリーフレット等への掲載、イベントでの紹介などを行うことにより、様々な状況の相談者に必要な情報を提供できるように努めます。

【東京地方検察庁、東京出入国在留管理局、関東信越厚生局
警視庁、都民安全推進本部、生活文化局
福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、教育庁】

- 薬物問題で苦慮する家族向けのリーフレット等に、相談・支援機関を分かりやすく明記して関係機関に配布し、窓口の周知に努めます。

【都民安全推進本部、福祉保健局】

- 地域の一次相談窓口において、濫用等のおそれがある医薬品の依存に関する相談に応じるとともに、医療機関、専門相談機関の情報を提供します。

【警視庁、福祉保健局】

薬物依存についての啓発用リーフレット



アクション20 相談・支援業務に従事する人材の育成

- 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、相談業務に携わる医師、保健師、福祉職、心理職等の関係機関の専門職員に対し、薬物問題研修を実施します。
また、都保健所においても、都民及び精神保健福祉に関わる関係機関の職員を対象に講演会等を実施します。
研修・講演会等については、薬物問題の最新情報も取り入れた内容とします。
【福祉保健局】
- 保健所や都立（総合）精神保健福祉センターなど、地域の相談機関が関わる薬物関連問題事例へのアセスメントや対処方法を各相談機関の連携の下で検証するとともに、必要に応じて、外部の専門スタッフが個別事例に関わるなど、特殊・困難事例の相談業務に携わるスタッフの育成を支援します。 【福祉保健局】
- 相談を担う関係機関が研修等の実施状況を共有し、相互に活用することで、薬物問題等に係る知識を習得する機会の拡充を図ります。
【関東信越厚生局、都民安全推進本部、福祉保健局、病院経営本部、教育庁】
- 麻薬中毒者相談員[※]に対し、薬物乱用防止対策に関する最新情報や事例検討を取り入れた研修を実施します。 【福祉保健局】
- 刑の一部執行猶予制度の施行に伴い、保護司が担当する薬物事犯者の保護観察対象者が多くなることが見込まれるため、各地区の保護司会や更生保護連盟等が行う講習会等において、薬物乱用防止対策全般の研修を実施します。
【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】

※ 麻薬中毒者相談員
麻薬中毒者や向精神薬を濫用している者等に対し、相談に応じ、必要な指導を行う者

プラン8

関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援

薬物依存症は、本人の意思のみでは薬物の使用を止めることが難しく、回復には長い期間を要します。

そのため、医療機関での治療や専門相談機関等において適切な支援を受けることが必要です。

また、薬物依存症からの回復には、本人だけではなく、家族など周囲の人が重要な役割を担うこともあります。

一方、家族等にとっての負担も大きなものであることから、家族等への支援も必要となります。

薬物依存症からの回復に向け、本人の症状や家族等の様々な状況に応じて、薬物依存症に関する専門医療等の提供及び薬物依存症回復プログラムや家族講座等への参加支援を行います。

取組内容

アクション21 薬物依存症等に関する専門医療等の提供

アクション22 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

アクション21 薬物依存症等に関する専門医療等の提供

- 都立松沢病院の精神科外来において、治療の緊急性、依存の重篤度、身体的・精神的合併症などを評価して治療プランを立て、薬物依存症患者の治療を行います。【病院経営本部】
- 都立松沢病院において、薬物・アルコール依存及びその関連疾患による重度の精神症状を有する患者に対し、必要に応じて入院治療等による専門的医療を提供します。【病院経営本部】
- 医療及び保護のために入院させなければ、自傷他害のおそれがあると認められる薬物依存症等の精神障害者に対しては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適正に対処します。【福祉保健局】
- 入院させなければ、再び薬物の使用を繰り返すおそれが著しいと認められる麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく措置入院制度により適正に対処します。【福祉保健局】

アクション22 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

- 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施します。【福祉保健局】
- 都立（総合）精神保健福祉センター等において、薬物乱用者本人に対し、認知行動療法の手法を取り入れた、薬物依存症からの回復に向けた再発予防プログラムを実施します。
また、プログラムから脱落しないためのサポートや、プログラム終了後の自助グループ等との連携が不可欠であるため、症例を積み重ねながら事業の評価・検証を行い、プログラムの充実を図ります。
【関東信越厚生局、福祉保健局、病院経営本部】

- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携し、検挙した薬物事犯の初犯者及びその家族の同意を得て、定期的に麻薬取締官が本人や家族との面談を行い、再乱用防止に向けた指導・助言を継続して実施します。

【関東信越厚生局】

- 薬物事犯で検挙された者及びその家族等を対象として、薬物からの離脱を目指すための定期的なカウンセリング、グループセッション、簡易薬物検査、講師による講習等を行う、再乱用防止活動（NO DRUGS警視庁）の充実を図ります。

特に、刑の一部執行猶予制度の施行を踏まえ、治療プログラムの普及を推進するとともに、保護司等をはじめとした関係者が連携して、薬物を乱用していた人への社会復帰に向けた回復支援や、家族等への支援を実施するなど、取組の更なる充実強化を図ります。

【警視庁、福祉保健局】

- 麻薬中毒者の更生のため、麻薬中毒治療後のアフターケアに重点を置いた麻薬中毒者相談員による相談活動（観察指導）を実施するとともに、必要に応じて面談による指導・助言を行います。

また、麻薬中毒者からの一般相談にも対応するなど、再乱用防止活動に取り組みます。

【福祉保健局】

- 同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う自助活動の情報や、家族同士が悩みを話し合う集会等を行い、回復を支援している民間の機関に関する情報を、本人や家族等の状況等に応じて提供します。

【警視庁、都民安全推進本部、生活文化局】
【福祉保健局、病院経営本部、教育庁】

再発予防プログラムの案内チラシ



プラン9

当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

薬物依存症からの治療・回復には長い時間がかかることから、医療機関、回復支援プログラム等を実施している支援機関、自助活動を実施している民間の機関等が、それぞれの役割を踏まえ、互いに連携して、本人の症状に応じた途切れることのない支援を行っていくことが重要です。

そのため、関係機関の連携を強化し、本人及び家族等に対して積極的な支援を行います。

また、関係機関、本人及び家族等が希望している事柄についても、情報収集し、薬物乱用防止事業に活用していきます。

取組内容

アクション 23 再乱用防止に向けた当事者及び家族への継続的支援等の充実

アクション23 再乱用防止に向けた当事者及び家族への継続的支援等の充実

- 関係機関が連携し、薬物依存症者や中毒者に対する治療、社会復帰支援を効果的に行うため、薬物中毒対策連絡会議等を開催して、治療、社会復帰に向けた回復支援の取組、途切れることのない継続支援について情報・意見交換を行い、連携強化を図ります。
【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】
- 児童相談所における非行相談等で薬物に関する問題があった場合には、保健所や医療機関等の関係機関と連携して対応します。
また、女性相談センターにおいて、一時保護中の女性に薬物の問題があった場合には、医療従事者等による教育・助言を実施し、状況に応じた適切な治療に結びつけます。
【福祉保健局】
- 本人や家族等から薬物問題に関する相談を受け、相談内容に明らかな違法行為が確認された場合には、捜査を前提とした対応を行い、また、対象者が薬物中毒者として治療が必要な場合は、医療機関と連携して対応します。
【関東信越厚生局、警視庁】
- 保護観察が終了する薬物事犯者に対しては、断薬が継続できるよう他の関係機関と連携して対応し、途切れることのない継続的支援を実施します。
保護観察の終了が近い薬物事犯者や家族に対し、麻薬中毒者相談員による相談、引継先の関係機関への紹介・同行等を行うとともに、本人と常時連絡が取れる体制をとります。
【警視庁、福祉保健局】
- 保護観察が付かない執行猶予者や刑の終了者、医療機関退院後の患者、家族等を関係機関に紹介するなど、継続的支援の実施に努めます。
【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局、病院経営本部】
- 薬物からの回復に取り組む依存症者や家族等が、適切な治療や支援を受けられることができるよう、薬物依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進に努めます。
【福祉保健局】

- 薬物依存症者等に対し、関係機関が連携して継続的な対応を行うため、関係機関一覧、連絡先、再乱用防止事業内容、連絡方法及び個人情報の取扱い等を記載した「連携マニュアル」を作成し、各機関が円滑に連携して支援等を行っていきます。【関東信越厚生局、警視庁、都民安全推進本部、福祉保健局】

- 関係機関による支援事業への参加を中断してしまった人が、再び参加を希望した際に、ためらうことなく問合せや相談、参加が再開できるよう、相談・支援機関の連絡先等をホームページへ掲載するなど、支援事業に参加しやすい環境を整備します。【関東信越厚生局、警視庁、福祉保健局】

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画の推進に当たっては、国の第五次五か年戦略による取組方針等を踏まえて、関係機関で構成する東京都薬物乱用対策推進本部が一致協力して取り組んでいきます。

また、薬物乱用の防止は、地域社会全体で取り組むことも重要です。そのため、地域等で活動する団体等に対する支援や連携を更に強化するとともに、都内区市町村、国及び他道府県の自治体とも十分に情報共有を図りながら対策を推進していきます。

2 関係機関の役割

- 東京都薬物乱用対策推進本部は、計画を着実に推進するために、計画の進捗状況と取組の方向性を確認します。
- 福祉保健局健康安全部は、東京都薬物乱用対策推進本部の事務局として、会議の開催等の事務を担当します。
- 事務局は、関係機関との連絡を密にし、必要に応じて、計画の進捗状況に関する情報提供を行います。
- 関係機関は、年度ごとに計画の進捗状況を点検し、事務局に報告します。
事務局は、報告内容を取りまとめ、東京都薬物乱用対策推進本部・幹事会等の議事資料とします。

参考資料 1

薬物乱用対策の推進体制 (平成31年4月現在)

内 閣

【国】犯罪対策閣僚会議

主 宰：内閣総理大臣

【国】薬物乱用対策推進会議

議 長：厚生労働大臣

副議長：法務大臣 外

構成員：総務大臣 外

【国】幹事会

薬物乱用対策推進地方本部設置要領
(昭和48年6月)

東京都薬物乱用対策推進本部

都における薬物乱用対策に関し、関係機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策の樹立を強力に推進するために設置
(昭和48年「東京都薬物乱用対策推進本部設置要綱」制定)

本 部 会

本 部 長：副知事

副本部長：福祉保健局長

本 部 員：各機関の部長又は課長

幹 事 会

青少年対策部会

- 東京地方検察庁
- 東京出入国在留管理局
- 東京税関
- 関東信越厚生局
- 警視庁
- 都民安全推進本部
- 生活文化局
- 福祉保健局
- 病院経営本部
- 産業労働局
- 教育庁

事務局：福祉保健局健康安全部

参考資料2

実施事業一覧

(国の関係機関及び警視庁を除く関係機関の事業概要を掲載)

1 啓発活動の拡大と充実

プラン1 青少年に薬物を乱用させないための取組の強化

アクション1 青少年の薬物乱用防止意識を向上させる指導・教育の充実

事業概要	所管局
1 所管する都内私立学校への情報提供、資料提供 国や地方公共団体等からの依頼に基づき、講習会等の情報や資料を私立学校へ提供する。	生活文化局
2 薬物専門講師の養成・派遣 学校や地域で開催される薬物乱用防止講習会で講師を務める薬物専門講師を対象とした研修会を開催する。また、薬物専門講師を学校に派遣する。	福祉保健局
3 普及啓発用資材の整備 社会状況や薬物情勢の変化を踏まえ、児童生徒の各発達段階に応じた啓発用資材を作成・提供する。	福祉保健局
4 薬物乱用防止ポスター・標語の募集 中学生を対象に、薬物乱用防止ポスター・標語を募集し、優秀作品を表彰・公表するとともに啓発資材等に活用する。	福祉保健局
5 薬物乱用防止高校生会議 参加高校を選定し、校外学習や講義聴講により学んだ内容について生徒同士で議論、討議し、活動成果を発表するほか、高校生向けリーフレットにまとめ、都内の高校第1学年に配布する。	福祉保健局
6 薬物乱用防止活動率先校の公表 薬物乱用防止に関する普及啓発事業等に参加し、熱心に取り組んだ学校を「活動率先校」として表彰、公表する。	福祉保健局
7 若者と連携した参画型普及啓発活動 大学生を対象に、薬物乱用についてのアンケート調査及び薬物乱用防止メッセージの募集を行う。また、募集したメッセージ等を、大学構内の無料コピー機の用紙裏面に印刷し、薬物乱用防止を啓発する。	福祉保健局

8 学習指導要領に基づく教育課程の適正な実施 薬物乱用防止について、学習指導要領に示された内容を児童・生徒に確実に理解させる。	教育庁
9 薬物乱用防止教室の開催状況調査及びその結果の周知 体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で薬物乱用防止教室実施の依頼と開催状況調査について周知する。	教育庁
10 薬物乱用防止高校生会議との連携及びリーフレットの作成協力 薬物乱用防止高校生会議において運営の助言と高校生への指導の協力をするとともに、リーフレットの作成に際して指導・助言を行う。	教育庁

アクション2 学校に通っていない青少年に対する啓発活動の強化

事業概要	所管局
11 フィルタリングの利用促進 若者が多く集まる拠点（カラオケボックス、ネットカフェ等）及び携帯電話等販売事業者への立入調査を実施する。	都民安全推進本部
12 学校に通っていない青少年に対する啓発 若者が多く集まる拠点（カラオケボックス、自動車教習所、ネットカフェ等）において、薬物乱用防止啓発活動を実施する。	福祉保健局

アクション3 保護者や地域住民による青少年への普及啓発の推進

事業概要	所管局
13 PTAリーダー研修事業（委託） 都内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各校種のPTAリーダーが校種や世代を越えて、幼児・児童・生徒を取り巻く問題の理解、問題解決のための方法等について、学ぶ機会を提供する。	教育庁

アクション4 青少年を有害情報から守る取組の強化

事業概要	所管局
14 有害情報等からの保護 スマートフォン所持率が大きく上昇する小学5年、中学1年及びその保護者を対象として、ネットの適正利用に向けたリーフレットを作成し配布する。また、フィルタリング利用促進に向けた啓発用カードを携帯電話販売事業者に配布する。	都民安全推進本部
15 インターネットの適正利用に向けた講座の開催 インターネット上のトラブルや危険性、それらから身を守るための防止策等について学ぶ講座を年600回程度開催する。	都民安全推進本部
16 不健全図書類の指定 青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を東京都青少年健全育成審議会に諮問する。	都民安全推進本部
(再掲) 所管する都内私立学校への情報提供、資料提供 国や地方公共団体等からの依頼に基づき、講習会等の情報や資料を私立学校へ提供する。	生活文化局
17 特別講座の実施 都立職業能力開発センター・校において、求職者向け訓練の特別講座にて「薬物乱用防止講座」を実施する（年度によって講座内容は異なる）。	産業労働局

プラン2 地域社会全体の薬物乱用防止意識の醸成

アクション5 広域的な広報啓発活動の実施

事業概要	所管局
18 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集いを開催する。	福祉保健局
19 麻薬・覚醒剤乱用防止運動 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」の一環として、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」都民（東京）大会を開催する。	福祉保健局
20 不正大麻・けし撲滅運動 「不正大麻・けし撲滅運動」の一環として、保健所や都が開催するイベント等において、リーフレットを配布する。	福祉保健局

アクション6 多様な広報媒体を用いた効果的な啓発活動の展開

事業概要	所管局
<p>2.1 多面的な広報・啓発</p> <p>教育庁や警視庁等関係機関との連携を密にしながら、ネット利用に伴う危険性を呼びかけるとともに、幅広い年代において利用率が高く、手軽で、かつリアルタイムに情報取得できるSNS（LINE、Twitter等）を積極的に活用した広報を実施する。</p>	都民安全推進本部
<p>2.2 都政広報・都政一般相談</p> <p>都政全体の広報・広聴を行う中で、薬物乱用対策推進のための啓発・情報提供についても所管部署からの依頼により随時実施する。</p>	生活文化局
<p>2.3 都立（総合）精神保健福祉センターの運営</p> <p>地域の関係機関や一般都民向けに薬物依存に関するリーフレットを作成、配布するとともに、ホームページにも掲載する。</p>	福祉保健局
<p>2.4 動画広告の放映</p> <p>電車内モニター等のデジタルサイネージを用いて、薬物の乱用防止啓発動画を放映する。</p>	福祉保健局
<p>2.5 危険ドラッグ乱用防止啓発ウェブサイトの運営</p> <p>危険ドラッグに関する啓発用ウェブサイトを運営し、危険性や有害性等について、写真や図解、動画等も用いた分かりやすい情報発信を行う。</p>	福祉保健局
<p>2.6 キーワード連動型広告</p> <p>インターネット上で薬物に関する語句を検索した人の検索結果画面等に薬物乱用防止広告を表示させ、都の啓発用ウェブサイトに誘導する。</p>	福祉保健局
<p>2.7 広報紙による情報提供</p> <p>広報紙「とうきょうの教育」（都内公立学校小学校6年生・中学校3年生の保護者向け・年3回配布）に連携広報として掲載し、啓発を行う。</p>	教育庁

プラン3 地域における普及啓発のための基盤整備と取組への支援

アクション7 普及啓発を担う人材育成の推進

事業概要	所管局
<p>2.8 地域啓発活動</p> <p>薬物乱用防止指導員に対し、薬物問題に関する最新知識の付与や、意識向上のための研修を実施する。</p>	福祉保健局

<p>(再掲) 薬物専門講師の養成・派遣</p> <p>学校や地域で開催される薬物乱用防止講習会で講師を務める薬物専門講師を対象とした研修会を開催する。また、薬物専門講師を学校に派遣する。</p>	福祉保健局
<p>29 都立(総合)精神保健福祉センターの運営</p> <p>精神保健福祉に携わる行政機関、相談機関、医療機関、教育機関等の職員に対し、薬物依存も含めた依存症問題研修等を実施し、依存症に関する資質の向上を図る。</p>	福祉保健局
<p>30 大学との連携</p> <p>薬科大学を中心に、入学ガイダンスや授業等の場を活用して、薬物乱用防止講座を実施するほか、学校による薬物乱用防止運動の支援を行う。</p>	福祉保健局
<p>31 関係機関への情報提供</p> <p>薬物乱用防止に関する情報を周知するため、関係機関に事務連絡等を発出する。</p>	教育庁

アクション8 啓発用資材の充実・提供

事業概要	所管局
<p>(再掲) 普及啓発資材の整備</p> <p>社会状況や薬物情勢の変化を踏まえ、児童生徒の各発達段階に応じた啓発用資材を作成・提供する。</p>	福祉保健局

アクション9 地域における主体的な啓発活動の支援

事業概要	所管局
<p>32 東京都薬物乱用防止推進協議会活動経費助成</p> <p>薬物乱用防止推進地区協議会の地域啓発活動を推進する。また、都協議会を結成し、各地区との連絡調整、指導、各種関係機関・団体との連絡協議、表彰等を行う。</p>	福祉保健局
<p>33 薬物問題地域啓発対策</p> <p>薬物乱用防止推進地区協議会を対象に薬物乱用防止連絡会を行い、各地区の活動の活性化を図る。</p>	福祉保健局
<p>(再掲) PTAリーダー研修事業(委託)</p> <p>都内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各校種のPTAリーダーが校種や世代を越えて、幼児・児童・生徒を取り巻く問題の理解、問題解決のための方法等について、学ぶ機会を提供する。</p>	教育庁

2 指導・取締りの強化

プラン4 不正薬物等の取締強化

アクション11 関係機関の連携等による不正薬物の取引等の取締強化

事業概要	所管局
34 監視指導・取締 厚生労働省、警視庁との合同立入調査等を実施する。	福祉保健局
35 不正大麻・けし抜去 自生している「大麻」や「けし」の抜去等の措置を講じる。	福祉保健局
36 インターネット広告監視 インターネット販売やSNSを介した売買に係る監視指導を実施する。	福祉保健局

アクション13 巧妙化・潜在化する薬物等の取引に対する取締り及び監視指導の強化

事業概要	所管局
37 危険ドラッグの試買調査 違法薬物や未規制薬物の流通実態把握のため、試買を実施する。違反品が発見された場合には速やかに販売中止等を指示、未規制薬物が検出された場合は人体に対する危険性等を評価した上で、知事指定薬物として指定を行う。	福祉保健局
(再掲) インターネット広告監視 インターネット販売やSNSを介した売買に係る監視指導を実施する。	福祉保健局
38 ビックデータ解析・ソーシャルメディア解析 匿名掲示板やソーシャルメディア等を調査対象として、危険ドラッグに係る情報を収集・分析し、新製品及び販売店舗等を把握する。	福祉保健局

プラン5 危険ドラッグを中心とした薬物の乱用実態の的確な把握と
規制の迅速化

アクション14 違法薬物や新たな薬物の流通実態・乱用実態の把握

事業概要	所管局
<p>39 危険ドラッグの流通実態調査 外部調査機関等を活用して、街頭店舗の復活有無確認調査や海外流通薬物の試買を行う。</p>	福祉保健局
<p>(再掲) 危険ドラッグの試買調査 違法薬物や未規制薬物の流通実態把握のため、試買を実施する。違反品が発見された場合には速やかに販売中止等を指示、未規制薬物が検出された場合は人体に対する危険性等を評価したうえで、知事指定薬物として指定を行う。</p>	福祉保健局
<p>40 未規制薬物使用実態調査 新たな乱用薬物の使用実態を把握するため、医療機関等と連携し、未規制薬物を使用したと考えられる患者の尿を患者の同意を得た上で採取し、未規制薬物を検出するための検査を行う。</p>	福祉保健局

アクション15 乱用が懸念される未規制薬物等の迅速・広域的な規制

事業概要	所管局
<p>41 東京都薬物情報評価委員会 知事の附属機関として薬物の危険性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告する。</p>	福祉保健局
<p>42 知事指定薬物の指定 都内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあるものと認められるものを知事指定薬物として指定する。</p>	福祉保健局
<p>43 危険ドラッグ専門調査委員会 規制すべき物質としての評価が定まっていない危険ドラッグに対し、専門的な見地から安全性の評価を行う。</p>	福祉保健局

プラン6 医薬品等の乱用防止に向けた監視指導の強化

アクション16 関係機関の連携等による医療機関等への立入検査及び
指導の実施

事業概要	所管局
<p>44 麻薬取扱者講習会 麻薬取扱者に対し、講習会を実施し、法令遵守・適正な管理及び施用等を図る。</p>	福祉保健局

<p>4 5 麻薬取扱者への立入検査 病院や薬局等の麻薬を取り扱う施設に立入検査を行い、麻薬等の適正な管理を確保する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>4 6 シアン・トルエン等一斉監視指導 毒物劇物営業者、業務上取扱者の施設に対する立入検査を特別区及び保健所設置市と共同して実施し、保管管理、譲渡記録の徹底等の指導を行う。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>4 7 毒物・劇物取扱者の適正指導 「毒物・劇物取扱い、保管・管理の手引き」を配付し、取扱者の定期的な立入を実施し、事故の未然防止を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>

アクション17 偽造・変造処方箋対策の強化

事業概要	所管局
<p>4 8 偽造・変造処方箋対策 薬局で、偽造処方箋が発見された際は、薬剤師会・医師会と連携し速やかに情報提供・共有し、医薬品の不正入手の防止を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>4 9 偽造処方箋防止対策 偽造防止用ステッカーやマニュアルにより、不正入手者が入店しにくい環境を整備する。</p>	<p>福祉保健局</p>

3 薬物問題を抱える人への支援

プラン7 薬物問題に関する相談・支援体制の充実

アクション18 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

事業概要	所管局
50 電話・面談による薬物相談対策 薬物相談を行っている各関係機関において、本人や家族からの電話、面談相談に応じる。	福祉保健局
51 都立（総合）精神保健福祉センターの運営 精神保健福祉相談で、本人や家族等から薬物依存等に関する電話相談を受けるとともに、個別相談として面接による相談を実施する。	福祉保健局
52 薬物問題地域啓発対策 本人の相談内容に合わせた柔軟な相談対応を行う。また、本人の希望等に応じた支援や関係機関の紹介等も行う。	福祉保健局
53 都立（総合）精神保健福祉センターの運営 区市町村や行政機関、地域の関係機関と連携し、薬物依存症者等の状況に応じた回復支援を行う。	福祉保健局

アクション19 相談窓口・支援内容に関する分かりやすい情報提供

事業概要	所管局
54 相談窓口の運営、情報提供 インターネットやスマートフォン利用に伴うトラブル相談窓口「こたエール」に寄せられる相談事例等を、ホームページや各種リーフレット等に分かりやすく掲載する。	都民安全推進本部
55 相談窓口の運営、周知 インターネットやスマートフォン利用に伴うトラブル相談窓口「こたエール」機能拡充のため、電話・メールに加えLINE相談を実施し、ホームページや各種リーフレット等に分かりやすく掲載し窓口の利用促進を図る。	都民安全推進本部
（再掲）都政広報・都政一般相談 都政全体の広報・広聴を行う中で、薬物乱用対策推進のための啓発・情報提供についても所管部署からの依頼により随時実施する。	生活文化局
（再掲）薬物問題地域啓発対策 本人の相談内容に合わせた柔軟な相談対応を行う。また、本人の希望等に応じた支援や関係機関の紹介等も行う。	福祉保健局

<p>(再掲) 都立(総合)精神保健福祉センターの運営 地域の関係機関や一般都民向けに薬物依存に関するリーフレットを作成、配布するとともに、ホームページにも掲載する。</p>	福祉保健局
<p>56 関係機関間での情報共有・相互活用 他機関での活動内容をお互いに共有し、ホームページの掲載等相談者に適切な機関を情報提供していく。</p>	福祉保健局
<p>(再掲) 広報紙による情報提供 広報紙「とうきょうの教育」(都内公立学校小学校6年生・中学校3年生の保護者向け・年3回配布)に連携広報として掲載し、啓発を行う。</p>	教育庁

アクション20 相談・支援業務に従事する人材の育成

事業概要	所管局
<p>57 都立(総合)精神保健福祉センターの運営 精神保健福祉に携わる行政機関、相談機関、医療機関、教育機関等の職員に対し、薬物依存も含めた依存症問題研修等を実施し、依存症に関する資質の向上を図る。</p>	福祉保健局
<p>58 都立(総合)精神保健福祉センターの運営 都立(総合)精神保健福祉センターでは、地域の相談機関が関わる薬物関連問題事例へのアセスメントや対処方法を各相談機関の連携の下で検証するとともに、必要に応じて、外部の専門スタッフが個別事例に関わるなど、特殊・困難事例の相談業務に携わるスタッフの育成を支援する。</p>	福祉保健局
<p>59 麻薬中毒者相談員への研修会 麻薬中毒者相談員に対し、薬物に関する最新情報や薬物依存者の観察指導の事例検討を取り入れた研修を実施する。</p>	福祉保健局

プラン8 関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援

アクション21 薬物依存症等に関する専門医療等の提供

事業概要	所管局
<p>60 薬物依存症患者の治療 都立松沢病院において、薬物等の依存症を持つ患者に対して、急性期症状の対応から依存症の回復・社会復帰まで、地域医療機関と連携し切れ目のない治療を提供する。</p>	病院経営本部

<p>6 1 精神障害者措置入院診察</p> <p>医療及び保護のために入院させなければ、自傷他害のおそれがあると認められる精神障害者に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適切な医療及び保護を行う。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>6 2 麻薬中毒者措置入院</p> <p>中毒者又はその疑いがある者について知事が必要があると認めるときは、精神保健指定医の診察を受けさせ、入院を必要とするものについて、30日を超えない範囲で入院させる。</p>	<p>福祉保健局</p>

アクション22 薬物依存症回復プログラム等への参加支援

事業概要	所管局
<p>(再掲) 所管する都内私立学校への情報提供、資料提供</p> <p>国や地方公共団体等からの依頼に基づき、講習会等の情報や資料を私立学校へ提供する。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>6 3 都立（総合）精神保健福祉センターの運営</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施し、医師等による薬物依存症についての講義や、当事者・家族の自助グループの方によるメッセージ提供などを行う。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>6 4 都立（総合）精神保健福祉センターの運営</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、薬物乱用者本人に対し、認知行動療法の手法を取り入れた、薬物依存症からの回復に向けた再発予防プログラムを実施する。</p> <p>また、プログラムから脱落しないためのサポートや、プログラム終了後の自助グループ等との連携が不可欠であるため、症例を積み重ねながら事業の評価・検証を行い、プログラムの充実を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>6 5 NO DRUGS警視庁</p> <p>逮捕者及び家族等に対し、警察署において個別相談、グループ討議、簡易薬物検査、専門家による講習等を行うことにより再乱用防止を図る。</p> <p>麻薬中毒者相談員を含む都職員も参加し、グループセッション等において、必要な助言を行う。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>6 6 麻薬中毒者相談員による相談対応等</p> <p>麻薬中毒者及び麻薬中毒者であった者の観察指導を行うとともに、相談に応じ、再中毒の防止及び社会復帰の促進に努める。</p>	福祉保健局
<p>6 7 都立（総合）精神保健福祉センターの運営</p> <p>当事者やその家族等の自助グループ、民間の相談機関に関する情報提供を適切に行う。</p>	福祉保健局

プラン9 当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施

アクション23 再乱用防止に向けた当事者及び家族への継続的支援等の充実

事業概要	所管局
<p>6 8 都立（総合）精神保健福祉センターの運営</p> <p>都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、当事者及びその家族等からの相談に応じるとともに、状況に応じて回復支援プログラム等で受入れを行う。</p> <p>また、必要に応じて地域の関係機関へのつなぎを行うなど、連携して支援を行う。</p>	福祉保健局
<p>6 9 保護観察対象者への支援</p> <p>麻薬中毒者相談員が、保護観察終了が近い対象者や家族に対し、継続的な支援を実施する。</p>	福祉保健局
<p>7 0 保護観察対象者以外の者への支援</p> <p>保護観察が付かない単純執行猶予者、満期終了者等についても適切な支援を行う。</p>	福祉保健局
<p>（再掲）薬物専門講師の養成・派遣</p> <p>学校や地域で開催される薬物乱用防止講習会で講師を務める薬物専門講師を対象とした研修会を開催する。また、薬物専門講師を学校に派遣する。</p>	福祉保健局
<p>7 1 都立（総合）精神保健福祉センターの運営</p> <p>薬物からの回復に取り組む依存症者や家族が、適切な治療や支援を受けることができるよう、薬物依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進に努める。</p>	福祉保健局
<p>7 2 連携マニュアルの作成等</p> <p>各機関の担当者間で密に連絡がとれるよう「連携マニュアル」を作成・更新し、薬物依存症者に対する円滑な支援を行う。</p>	福祉保健局

参考資料3

薬物乱用について

1 薬物乱用とは

薬物乱用とは、医薬品を医療目的から外れて使ったり、医療目的のない薬物を不正に使ったりすることです。中枢神経系に影響を及ぼす薬物が乱用される傾向にあります。それらの多くには依存性^{※1}があります。

薬物乱用が拡大する背景には、(1) インターネットや匿名性の高いSNS等を利用し、電子マネー等により薬物を容易に購入できてしまう、(2) インターネット等で「大麻には害がない」などの誤った情報が流れ、大麻に対する有害性の認識が低くなっている、(3) 先輩・友達からの誘いは断りにくく、仲間はずれになることを恐れて使用してしまうことなどがあると考えられます。

薬物を乱用すると、「こころ」つまり精神に影響を与えます。一時的に良い気分、お酒に酔ったような感じ、不安が消えていく感じ、幻覚^{※2}などをもたらします。

乱用を繰り返すうちに、薬物の効果が切れると、不安、イライラ、疲労感・脱力感などが現れて、禁断症状を示すようになります。それらから逃れるためにまた乱用を続けてしまい（依存）、次第に自分の意思では止められなくなってしまう。

また、繰り返し使用していると、1回の使用量や回数が増え（耐性^{※3}）、悪循環に陥ります。

いったん薬物依存症に陥ると、治療には長い時間が必要となります。しかし、完全に元の状態に戻ることは困難です。薬物の乱用を止め、治療によって普通の生活に戻ったようでも、心理的ストレス、睡眠不足、飲酒などがきっかけとなって、突然、幻覚・妄想などの精神症状が再燃するフラッシュバック現象が起きることがあります。

また、薬物の乱用は、借金や非行、暴力、犯罪などの問題につながるおそれもあり、当人だけの問題にとどまらず、周囲の人たちにも大きな被害や影響が及ぶことが懸念されることとなります。

※1 何度でも使用したくなること。

※2 現実にはないものをあるかのように知覚すること。

※3 使用を繰り返すうちに、それまでの量では効かなくなること。

2 乱用される代表的な薬物

(1) 覚醒剤

一般にアンフェタミン、メタンフェタミンの2種類を指します。白色の粉末又は無色透明の結晶で、匂いはありません。水に溶かして静脈に注射する、ジュース等に溶かして飲む、加熱して吸入するなどの方法によって使用されます。強い依存性があり、精神や身体をボロボロにしてしまいます。大量に摂取すると死に至る場合もあります。我が国では、覚せい剤取締法により規制されています。

(俗称の例) アイス、ハーツ、ホワイト、スピード、エス、クリスタルなど



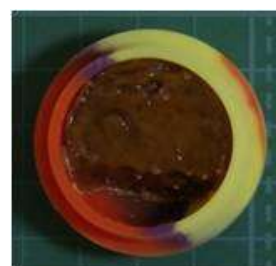
(2) 大麻

「大麻草」から作られるもので、煙草のように細かく刻んだものや、樹液を圧縮し固形状に固めた樹脂、濃縮大麻である大麻ワックス、大麻リキッドなどがあり、様々な名称で呼ばれています。精神依存性があり、我が国では、大麻取締法により規制されています。

(俗称の例) マリファナ、グラス、ポット、エース、ガンジャ、ハシツシュ、ブダスティック、ハッパ、チョコ、ヘンプ、ヤサイ、クサなど



<乾燥大麻>



<大麻ワックス>



<大麻リキッド>

(3) コカイン (麻薬)

無色ないし白色の粉末又は結晶性粉末（化学調味料のような外見）で、麻薬に指定されており、強い精神依存性を有する薬物です。使用すると死に至る場合もあります。我が国では、麻薬及び向精神薬取締法により規制されています。

(俗称の例) コーク、コーラ、スノウ、ノーズキャンディ、チャーリー、クラック、ホワイトなど



(4) LSD (麻薬)

強い幻覚作用があり、精神に障害を起こすこともあります。我が国では、麻薬に指定されており、医療でも使用されないため、製造されていない薬物です。薬物の作用により、自殺や殺人等につながる場合があります。

(俗称の例) アシッド、ペーパー、タブレット、ドラゴンなど



<紙片>



<紙片>

(5) ヘロイン (麻薬)

「あへん」から作られる薬物で、化学名は「ジアセチルモルヒネ」です。強い鎮痛作用がある反面、すぐに依存性が生じ、その依存性は極めて強いものです。我が国では、医療における使用を含め、使用及び製造等が禁止されています。

(俗称の例) スマック、ジャンク、ホース、ダストなど



(6) 危険ドラッグ

従来、「脱法ドラッグ」、「合法ドラッグ」等と呼ばれていましたが、平成26年に警察庁と厚生労働省が呼称を公募し、規制の有無を問わず、使用することが危ない物質であると明確に示す名称として「危険ドラッグ」が選定されました。多幸感、快感等を高めることを目的として販売され、着火して煙を吸引する、口から摂取するなどして乱用されます。我が国では、医薬品医療機器等法により規制されています。



<乾燥植物片タイプ>
(合法ハーブと呼ばれる)



<液体タイプ>
(合法アロマと呼ばれる)



<粉末タイプ>
(合法パウダーと呼ばれる)

(7) その他の薬物

MDA (俗称：ラブ・ドラッグ)、MDMA (俗称：エクスタシー)、PCP (俗称：エンジェル・ダスト)、メスカリン、マジックマッシュルームなどの多くは幻覚作用を持ち、粉末、錠剤、カプセル、液体など様々な形があります。

これらの薬物は、錯乱状態になり殺傷事件を起こしたり、薬が切れた後でも突然、錯乱状態の発作を起こしたりすることもある危険なもので、我が国では麻薬及び向精神薬取締法により規制されています。



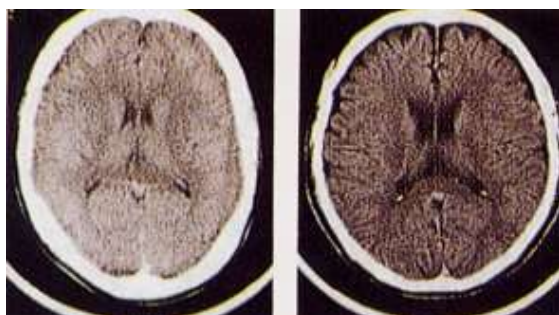
<MDMA>



<マジックマッシュルーム>

(8) シンナー・トルエン（有機溶剤）

シンナーは、塗料のうすめ液として使われる有機溶剤の混合物であり、その主成分はトルエンです。シンナーやトルエンは、特有な臭いを持つ無色透明の液体で、揮発性、引火性が高く、乱用すると、頭痛、はきけ、めまい、全身倦怠感などの症状が現れます。また、乱用を続けると、歯は溶けてボロボロになり、脳細胞が破壊されるため脳が萎縮し、たとえ乱用を止めても元には戻りません。シンナーやトルエンを長期間乱用すると、吸入していない時でも、実在しないものが見えるなどの幻覚や被害妄想などが現われ、過度に吸入した場合には、呼吸中枢が麻痺し、窒息死することもあります。



<正常な脳>

<萎縮した脳>

(9) 医薬品

医薬品は疾病の治療や予防、診断を行うためのものです。しかし、陶酔感などを求めて風邪薬や鎮咳薬、睡眠導入薬などが乱用されることがあります。医薬品には、決められた服用量や服用方法、適応症があり、これらを守らないと、病気を治すはずのものが逆に身体に害を与えてしまうこともあります。

また、病院などで処方される向精神薬などの医薬品は、その人の病状に合わせて医師が処方するものであり、自分に処方された医薬品を他人に譲渡することは、思わぬ害を招くこともあり危険です。向精神薬については、麻薬及び向精神薬取締法により、他人に譲り渡すことが禁じられています。